

徳島県建設業協会協町支部定款

徳島県建設業協会脇町支部 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本支部は、徳島県建設業協会脇町支部と称する。

(事務所)

第 2 条 本支部は事務所を徳島県美馬市脇町に置く。

(目 的)

第 3 条 社会公共の福祉に重大な関係があり、且つ国民経済における基幹産業である建設業に従事する我々はその使命の重大なことを自覚し、更に建設業界の健全な発達を図るため、ここに本支部を組織し定款を定めるものである。

第 4 条 本支部は、民主主義に則り会員相互の親睦と繁栄を促進し、建設業の技術、経済及び社会的地位の向上を図り公共の福祉に貢献することを目的とする。

第 5 条 本支部は、有害な若しくは差別的行為、またはその他不正行為等が会員または会員外の者より行なわれないう努力する。

2 本支部は、研究調査体験の総合的観点に拠り能率の昂揚、建設費の通減、冗費の節約等を奨励し、適正価格により施工される業者の正当な利益を擁護する。

(事 業)

第 6 条 本支部は、前記の目的を達成するために必要な次の事業を行なう。

- (1) 建設業界の民主主義理念の徹底と道義の確率並びに普及。
- (2) 建設業の技術及び事務の進歩向上に寄与する調査研究。
- (3) 建設業界に必要な情報の蒐集作成及びその提供。
- (4) 国及び地方公共団体、日本駐在外国諸機関、政党、労働組合その他各種の団体機関との交渉連絡。
- (5) 建設業界の向上に必要な諸法令の実施に対する協力。
- (6) 会員の請負工事に対する工事完成保証。
- (7) 会員に対する事業資金の貸付。
- (8) 機関誌発行、図書の出版並びに資料の公開頒布。
- (9) その他本支部の目的を達成するために必要な事業。

第 2 章 会 員

(資 格)

- 第 7 条 本支部の会員は、正会員、準会員、及び賛助会員とする。
- 2 正会員は、建設業法の規定による許可を受け、主たる営業所を美馬市、美馬郡内に有する建設業者で、本支部に入会した者とする。
 - 3 準会員は、本支部細則に定める。
 - 4 賛助会員は、建設業に関係ある者で、本会の趣旨に賛同し、理事会の承認を得た者とする。

(入 会)

- 第 8 条 正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得た者で、定時総会で入会を決議された者とする。

(会員の責務)

- 第 9 条 会員は、この定款及び諸規定並びに会議の決定に従うと共に業界の秩序の保持に努めなければならない。

(退 会)

- 第 10 条 会員は次の事由により退会する。
- (1) 死亡、ただし相続により事業を継承した者があるときは除く。
 - (2) 事業の廃止。
 - (3) 一箇月の予告期間をもって退会を申し出たとき。

(除 名)

- 第 11 条 次の各号の一に該当する会員は、理事会の議決を経てこれを除名することができる。
- (1) 本支部の対面を著しく失墜させるような行為のあった者。
 - (2) 本支部の事業を妨げた者。
 - (3) 本支部の諸規定に違反した者。または総会及び役員会の決議に従わない者。
 - (4) 3 年間以上に亘って協町支部の活動に参加しない者、或いは実質上支部員としての営業活動が行われいいない者。

(届出の義務)

- 第 12 条 会員または、その相続人は次の各号の一に該当する事項が発生したときは、遅滞なくその旨を所属支部を経て、会員に届出なければならない。
- (1) 名称、所在地の変更
 - (2) 会員の死亡及び相続

(3) 法人または団体の代表者の変更

(4) 事業の廃止

(5) その他必要と認められる事項

(資格の喪失)

第 13 条 会員は、建設業法の規定による建設業の許可の喪失等生じた時は、本支部の会員の資格を失う。

第 3 章 役 員

(役員の種類及び定数)

第 14 条 本会に次の役員を置く。

支 部 長	1 名
副支部長	2 名又は 3 名
理 事	11 名以上 15 名以内
幹 事	1 名
監 事	1 名

2 必要に応じ常務理事を置くことができる。

(役員選出)

第 15 条 理事、幹事及び監事は、支部員（法人である場合はその役員）中より推せんされた者を総会で選出する。

2 支部長、副支部長は理事の互選による。

3 幹事は理事のうちから、理事会の承認を得て、支部長が選任する。

4 常務理事は、理事会の承認を得て、支部長が選任する。

5 （員外役員）理事のうち会員または会員たる法人の役員でない者は 4 人をこえることができない

(役員の任期)

第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし総会の議決によりその期間中といえども解任することができる。

2 役員に欠員を生じたときは、次の定時総会において補欠選挙を行なうことができる。

ただし補選された役員の任期は、前任者の残存期間とする。

3 役員は任期満了後であっても後任者が就任するまでは、その職務を行なわれなければならない。

(役員の任務)

第 17 条 支部長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときは、支部長はあらかじめ指定した副支部長が職務を代行する。
- 3 常務理事は、事務上の一切の責任を負う。
- 4 理事は支部長、副支部長、常務理事と共に理事会を構成し会務の執行を決定する。
- 5 幹事は支部長、副支部長を補佐し、常務理事と共に事務上の一切を総括する。
- 6 監事は、本会の業務及び財産の状況を監査し、このために必要な行為を行なう。

(顧問及び相談役)

- 第 18 条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、役員会の承認を得て支部長が委嘱する。
 - 3 顧問及び相談役は、必要あるときは支部長の諮問に応じ、かつ会議に出席して意見を述べることができる。

(役員の報酬)

- 第 19 条 理事及び監事は名誉職とし、常務理事は有給とする。

第 4 章 会 議

(会議の議長)

- 第 20 条 総会及び役員会の議長は支部長とする。
- 2 支部長事故あるときは、副支部長がこれにあたる。

(総会の種類及び招集)

- 第 21 条 総会を定時総会及び臨時総会に分ける。
- 2 定時総会は毎事業年度終了後二箇月以内に支部長がこれを招集する。
 - 3 臨時総会は、支部長が必要と認めるとき、または理事会の請求があった場合に支部長が招集する。
 - 4 総会開催の 10 日前までに総会の目的事項、日時及び場所を記載した書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要するときはこの限りではない。

(総会における議決権)

- 第 22 条 総会における議決権は各会員につき一個とする。
- 2 会員は委任状を以って他の会員の議決権を行使することができる。

(総会の議決事項)

第 23 条 総会における議決事項を次の通りとする。

- (1) 定款変更
- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 事業計画の決定
- (4) 予算及び決算の承認
- (5) その他支部長が必要と認めた重要事項

(総会の定足数及び議決)

第 24 条 総会の議決は会員の 1/2 以上の出席をもって定足数とする。

- 2 総会の議事は出席全員の過半数で決し可否同数のときは議長が決する。

(総会の議事録)

第 25 条 総会の議事録は議長が作成し、出席者二名以上が署名捺印しなければならない。

(役員会の招集及び議決)

第 26 条 役員会は必要に応じ支部長が招集する。

- 2 理事会開催の 3 日前までに、日時、場所を各役員に通知しなければならない。ただし、役員全員の同意のあるときは、この手続きを省略することができる。
- 3 役員会は役員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 役員会の議事は出席役員の過半数で決し可否同数のときは議長が決する。

(役員会の議決事項)

第 27 条 役員会は法または定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する事項
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会で必要と認めた事項

(役員会の議事録)

第 28 条 役員会の議事録については第 25 条を準用する。

第 5 章 事 務 局

(事務局及び職員)

第 29 条 本支部の事務を処理するため、事務局を置き必要な職員を置く。

- 2 職員の任免は支部長が行なう。
- 3 職員は上司の命令を受け、本支部の事務を誠実かつ迅速に処理

しなければならない。

- 4 職員の服務及び給与に関する規定は役員会の同意を得て別に定める。

第 6 章 会 計

(会計年度)

- 第 30 条 本支部の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(経 費)

- 第 31 条 本支部の経費は入会金、会費、寄附金その他の収入金をもつてこれに充てる。

(予算及び決算)

- 第 32 条 支部長は事業年度開始までに事業計画書、収支予算書を作成し、役員会の議決を得て総会に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 支部長は事業年度経過後遅滞なく事業報告書、収支決算書及び財産目録を作成し、監事の監査、役員会の議決を経て総会に提出し、その承認を得なければならない。

附 則

1. この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を得て別に定める。
2. この定款は昭和 年 月 日より施行する。
本改正は昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
本改正は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
本改正は平成 5 年 4 月 16 日から施行する。
本改正は平成 6 年 4 月 16 日から施行する。
本改正は平成 21 年 5 月 8 日から施行する。
本改正は平成 25 年 5 月 11 日から施行する。